

## 1 策定の背景

さいたま市では、近年、人口が増加するなど市街化が進むことにより、木々の緑や身近に見られた生き物などの自然が少なくなってきました。また、市街化は市全体からの廃棄物排出量の増加をはじめとするさまざまな環境問題や、市街地におけるヒートアイランド現象などの新たな問題を引き起こしています。

地球全体の環境を見ると、地球温暖化が原因と考えられる現象が誰の目にも明らかな問題として確認できるようになり、喫緊の課題となっています。

これらのさまざまな問題は、身近な生活環境から地球規模の問題までが、複雑に関係しあっていますが、いずれも、私たち人間の日常生活や事業活動に伴う環境負荷が原因で起こっています。

私たちの住む地球や地域社会を持続可能なものとしていくことを、そこで暮らし、活動するすべての人々で共有し、市民一人ひとりのライフスタイル、企業のビジネススタイルなど社会のさまざまなしくみを変えていかなければなりません。

### (環境教育の重要性)

環境問題に取り組む市民や事業者は増えてきていますが、環境問題が深刻さを増す中で、取組をより多くの人々に広げていくことが課題となっています。

そのために、重要な力となるのが、「環境教育」<sup>※1</sup>です。市民<sup>※2</sup>、事業者、学校、市などすべての主体が、環境に関心を持って理解を深め、環境問題を自分の問題ととらえて、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践していくために、環境教育は不可欠です。

### (市の取組)

市では、平成16年（2004年）に策定した「さいたま市環境基本計画」の中で、環境教育や環境保全活動の推進のための施策を実施しています。

また、学校教育の分野では、教師用指導資料を作成し学校における環境教育の考え方や実践事例などを示すとともに、児童生徒用学習資料を作成するなど、調和と統一のとれた環境教育を推進しています。

### (国の取組)

国では、平成15年（2003年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（以下、環境教育推進法という）」を定めた後、平成16年（2004年）には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を示しています。

※1、※2: 第1章4に用語の定義あり

「国連持続可能な開発のための教育の10年」(平成17年(2005年)~平成26年(2014年))の取組が始まった翌年の平成18年(2006年)には、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」が策定されました。

そこで示された「持続可能な開発のための教育(E S D)」の考え方や目標は、これまでさいたま市が進めてきた環境教育の方向性や本基本方針の考え方と共通するものも多く、今後もE S Dの考え方を踏まえながら、さいたま市における環境教育を一層進めていくこととなります。



### Question

「ESD」ってなに？

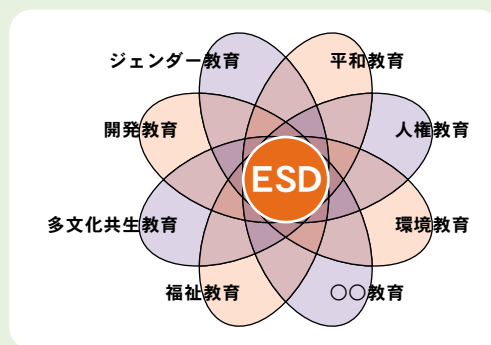
### Answer

持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) のこと。

持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力をはぐくむ教育です。

( 出典：環境省  
「ESDをはじめる×すすめるための10のヒント」 )

環境と社会と経済のバランスがとれた、みんなが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、公正で平和な社会など課題の解決に向けて、あらゆる世代、あらゆる立場の人々による行動が大切です。



( 出典：ESD-J  
「未来をつくる『人』を育てよう」 )

## 2 策定の目的

「さいたま市環境教育基本方針」は、市民、事業者、学校、市などすべての主体が、環境問題を自らの問題ととらえ自主的に取り組むとともに、連携・協働によって環境保全活動を市全体に広げ、持続可能な社会を実現していくことを目的に策定します。

環境教育の現状と課題を整理し、環境教育に取り組む際の目標や目標達成のための取組の柱となる基本方針、それぞれの主体に求められる役割を示すことで、環境教育を進めるにあたっての考え方や方向性を整理するものです。

## 3 位置づけ

本基本方針の位置づけは次の通りです。

「環境教育推進法」第8条では、市町村が環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成、公表するよう努めることが規定されています。

また、「さいたま市環境基本条例」第17条では、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進することが規定されています。

さらに、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」(平成21年(2009年))では、第7条において、事業者や市民等の環境への負荷の低減に関する教育及び学習への主体的な取組を促進するため指針等を定めることが規定されています。

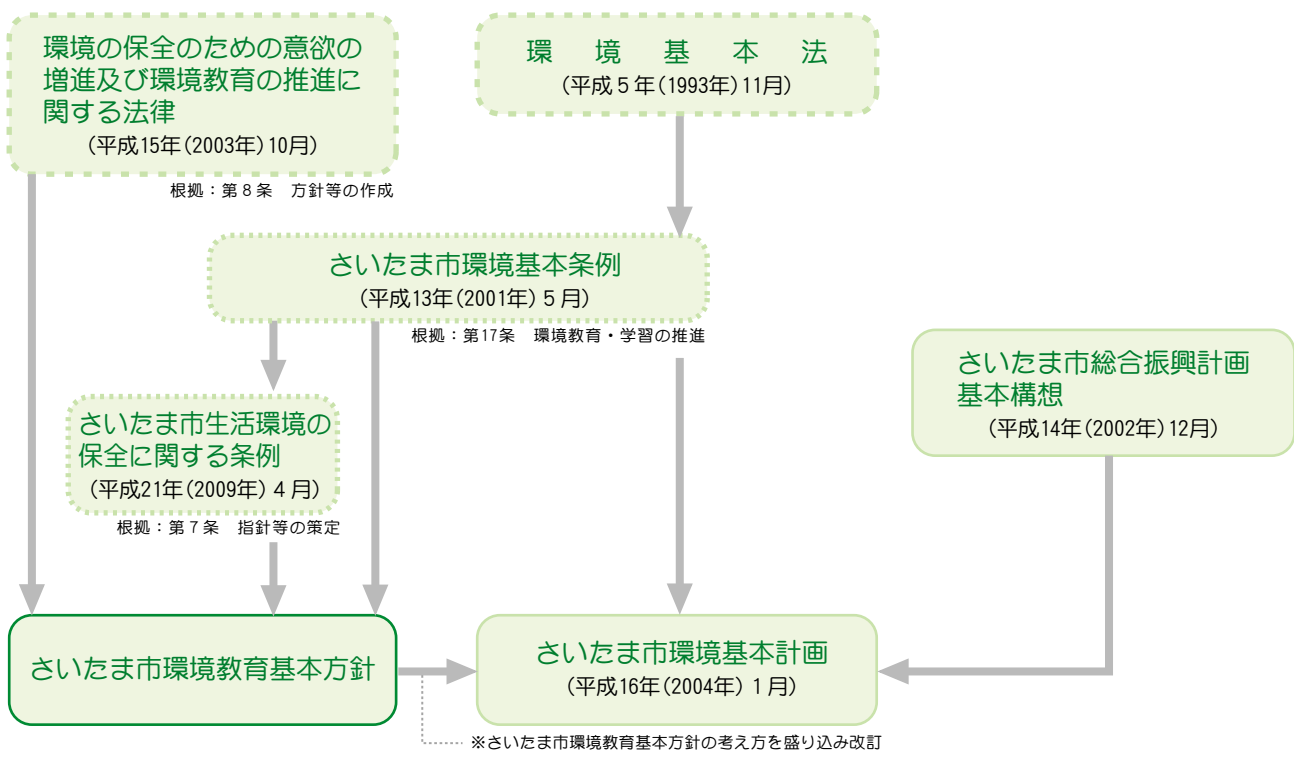
本基本方針は、これらの規定を根拠に、さいたま市において環境教育を進めるにあたっての考え方や方向性を明確にし、今後の施策の基礎となるものとして策定します。

さいたま市では「さいたま市環境基本条例」に基づき、平成32年度(2020年度)を目標年度とする「さいたま市環境基本計画」を策定しています。

「さいたま市環境基本計画」は、必要に応じて見直しを行うこととなっており、見直しの際の環境教育分野の体系づくり、施策づくりにおいては、本基本方針で整理する基本的考え方に基づき改訂します。

また、さいたま市のさまざまな分野の計画の中で定める環境教育の推進に関連する取組についても、本基本方針の考え方や調整を図りながら進めていくこととします。

さいたま市環境教育基本方針の位置づけ



4 用語の定義

次の用語について、本基本方針における定義を示します。

環境教育

「環境教育」とは、持続可能な社会の実現を目的として行われる環境の保全と創造に関する教育をいいます。

「環境教育・学習」と併記されることもありますが、本基本方針では、学校等における幼児・児童・生徒を対象とした教育や、市民が自主的に学ぶ行動など、環境の保全と創造に関するすべての教育と学習を指して「環境教育」と表現します。

市民

「市民」とは、さいたま市内に住所を有する住民をいうだけでなく、家庭、地域、市民活動団体を含めた主体をいいます。

さいたま市で活動する一人ひとりの市民、社会の最小単位である家庭、同じ環境を共有する地域、さまざまな分野で活動する市民活動団体を「市民」と表現します。